

川俣町では、福島県外から 空き家を購入して二地域居住される方へ

最大 **100** 万円の

支援金を交付します。

「二地域居住」とは？

福島県以外に主たる生活拠点を構えつつ、川俣町へ住民票の異動を行わずに1年のうち通算して1か月以上を川俣町で生活することをいいます。

主な要件

■ 二地域居住元(住民票住所)に関する要件

連続して3年以上、福島県外の地域に在住している方。

■ 二地域居住先に関する要件

① 「川俣町空き家等バンク」に登録された空き家を購入し、居住される方。

(売買契約前に登録届出が必要です)

② 自らの意思で、5年以上継続して福島県外から本町に二地域居住し、二地域居住支援金の要件を満たす事業又は活動を行う方。

■ 対象となる事業又は活動に関する要件

以下の事業又は活動のいずれかを行う方。

- ・ 川俣町において購入、賃借または相続した農地において、川俣町の特産品※の農産物を生産する事業
- ・ 川俣町の空き店舗等において、川俣町の特産品※を利用した商品の開発や販売を行う事業
- ・ 自治会活動等、川俣町の課題解決に資する活動への参加

※ 本事業において「川俣町の特産品」とは、きゅうり、トマト、いちご、桑、たらの芽、トルコギキョウ、アンズリウム、川俣シャモ、味噌、絹・化合繊維物等のことをいいます。

■ その他の要件

平成23年3月11日時点で12市町村に居住していた方(住民票があった方)以外の方。

交付額

- ・ 2人以上の世帯での二地域居住の場合 最大100万円
- ・ 単身での二地域居住の場合 最大60万円

交付の流れ

空き家の売買契約の前までに登録届出書の提出

空き家を購入して居住開始

3か月後以降、交付申請

審査の結果、交付要件に該当する場合は支援金を交付

お問合せ 詳しくは川俣町のホームページをご覧ください。

<https://www.town.kawamata.lg.jp/site/kurashi-tetsuzuki/list136-872.html>

(川俣町ホームページトップから「くらし・手続き」>「移住・定住」>「移住支援金」)

川俣町移住・定住相談支援センター 電話：050-3117-2275(8:30~17:15 土日祝日定休)

メール：iju@kawamata-gurashi.jp

